

ICCLC NEWS

財団法人国際民商事法センター
第 14 号 2002年1月

HEADLINE

当財団の法制度整備支援事業は、法務省法務総合研究所と密接な連繋のもとに取り進めておりますが、昨年4月法務総合研究所内(東京)に法務省の法整備支援専門部署として国際協力部が新設され、その活動が一段と強化されました。

この国際協力部は昨年11月末に新築完成を見ました「大阪中之島合同庁舎」に部丸ごと移転し、活動を開始されており、この新庁舎の模様について統括国際協力専門官の平川貴洋氏に紹介をいただきました。

当財団としても、事務局から大阪への出張をこれまで以上に増やすとともに、大阪に専門連絡員1名を配し、関西の当財団役員、他関係者皆様のご協力を得まして、関西での活動体制を整えております。

当年度第3回を迎えた日韓パートナーシップ研修は、昨年6月に日本セッション、9月に韓国セッションが実施され着実な成果を上げており、この研修の推進を担当されました主任国際協力専門官三宅義寛氏にその概要についてまとめていただいております。

財団会員及び関係者の皆様には既にご案内しておりますが、この2月15日には大阪で「アジア・太平洋におけるADRの現状と課題」について国際民商事法シンポジウムを、2月18日には東京において「インドネシア法制度」講演会を開催します。本号に改めてご案内状を掲載しましたので、更に参加ご希望の方がおられましたら当財団事務局(TEL 03-3505-0525 FAX03-3505-0833)にお問い合わせ下さい。

1	<u>大阪中之島合同庁舎完成－法総研国際協力部大阪へ移転</u>	
	法務総合研究所統括国際協力専門官	平川 貴洋 2 頁
2	<u>第3回日韓パートナーシップ研修実施報告</u>	
	法務総合研究所主任国際協力専門官	三宅 義寛 4 頁
3	<u>「アジア・太平洋諸国におけるADRの現状と課題」</u>	
	シンポジウムのご案内 13 頁
4	<u>「インドネシア法制度」講演会のご案内</u> 15 頁

大阪中之島合同庁舎完成－法総研国際協力部大阪へ移転

法務総合研究所国際協力事務部門
統括国際協力専門官 平川 貴洋

法務総合研究所国際協力部は、法務省が実施する「法整備支援」事業を専門的に取り扱う部署として、平成13年4月に新設され、以来、東京・霞が関の法務省赤レンガ棟で執務してきました。

この度「大阪中之島合同庁舎」（以下、新庁舎といいます。）の完成を機に、国連アジア極東犯罪防止研修所（東京都府中市に所在し、国連との協定に基づき刑事司法分野の国際研修等を実施している。以下、アジ研といいます。）大阪分室などとともに、平成13年11月末、新庁舎に入居しました。

新庁舎は、老朽・狭隘化した大阪高等検察庁や大阪地方検察庁などの入居していた大阪市北区西天満の「大阪法務合同庁舎」を建て替える形で、同市福島区福島の大阪大学医学部付属病院跡地（以下、阪大病院跡地といいます。）に、地上24階、地下3階、総床面積65,000m²の規模で着工以来およそ3年半の歳月をかけて新築されたものです。

阪大病院跡地利用構想検討委員会は、「国際経済文化都市構想」に基づき国際的な活動を行っている機関による利用を提唱しており、アジ研及び当部も入居する新庁舎がこの地に建設されることとなったのです。

当初は、「大阪第5地方合同庁舎・大阪法務総合庁舎」と呼ばれていたのですが、あまりにも長ったらしい名前ですので、もっと親しみやすい名前にしようということで、新庁舎の所在する「中之島」にちなんで名付けられたのです。ここは、大阪の文化・ビジネスゾーンを代表する「中之島地区」の中央からやや西寄りのところで、堂島川・土佐堀川をはさんで大阪随一の老舗ホテルと対峙するような形で24階建ての偉容を見せ、堂島川沿いにはスーパー堤防が設けられ、「川と街」が水辺で調和した街づくりが計画されているなど、「水の都・大阪」を象徴するロケーションとなっています。

新庁舎は、デザイン的には、法務省本省などが入居している中央合同庁舎6号館が「水平」を意識したものとなっているのに対し、南側を流れる川面との対比で「垂直」を強調したデザインで、シルバーと黒のツートンカラーの外装でキリリとシャープな印象です。

建物中央には吹き抜けが設けられ、内部空間にも十分な採光が確保され、質の高い居住性が確保されています。最上階の24階には談話室が、1階には食堂や売店などの福利厚生施設も設けられています。

国際協力部及びアジ研大阪分室関係の施設としては、4階に国際協力部長室、教官室、客員専門家執務室、専門官室、図書資料室などがあります。また、2階には、4か国語の同時通訳設備や大型プロジェクターなど最新の映像・音響機器を備えた86

席（固定座席のみの場合）・約350m²の国際会議室を設けています。ここでは、補助席や傍聴席を設ければ100人を超える規模の国際会議も開催することができるのです。また、4階と2階には日常の国際研修に使用するセミナー室などもあります。

国際協力部は、これまで東京を拠点として、財団法人国際民商事法センターの御協力を得て、ヴィエトナム、カンボディア、ラオスなどの国々に対する「法整備支援」研修などを実施してきたところですが、今後は、ここ大阪を拠点に、これまで以上に財団関係者を始めとする関西各界の皆様方の御支援を得て、研修の充実に努めていきたいと考えています。また、国際会議場を活用して国際シンポジウムなども開催し、研究・研修の成果を積極的に発信していく場にしたいと考えています。

支援の要請国は、ウズベキスタン、インドネシア、モンゴルなどどんどんと広がっています。私たちとしては、そのすべてに応えていきたいところですが、当然のことながら予算面でも人的にも制限があります。また、非常に厳しい国家財政の下、平成14年度においてはODA予算の一率10パーセント削減が実行されます。

そのような状況下ではありますが、これまで以上に成果の挙がる研修を実施していく必要があります。新しい酒は新しい皮袋にということばのとおり、この新庁舎を我が国の法整備支援事業の拠点として最大限活用し、これまでのやり方にとらわれることなく、何でもチャレンジの精神で、年々高まる我が国に対する諸外国の期待に応えていきたいと思います。

この紙面をお借りしまして、日ごろの御支援に感謝申し上げますとともに、改めまして関係各位の一層の御理解・御支援をお願いする次第です。



第3回日韓パートナーシップ研修実施報告

法務総合研究所国際協力事務部門
主任国際協力専門官 三宅義寛

1. はじめに

本年度も昨年度に引き続き、財団法人国際民商事法センターの御支援をいただき、平成13年6月5日（火）から同月12日（火）まで及び同年9月21日（金）から10月1日（月）までの間、韓国大法院法院公務員教育院と共同して「第3回日韓パートナーシップ研修」を実施しました。

この研修には、日本の法務省と韓国の大法院から同数の職員が研修員として参加しました（韓国の登記事務は、日本の戦前の制度と同じで、法院すなわち裁判所が取り扱います。）。研修の内容は、主として、民事法務行政の分野に関する大学教授や担当官の講義、各研修員が提出する課題に関する研修員同士の議論であり、日韓法制比較研究、日韓共同研究となっています。

また、この研修の特色の一つは、「日本セッション」と「韓国セッション」という2部構成になっていることです。今回は、6月に「日本セッション」を法務総合研究所において、9月に「韓国セッション」を韓国京畿道高陽市においてそれぞれ開催し、日韓両国から各5名の研修員が両セッションに参加しました。

2. 日韓パートナーシップ研修の位置付け等

現在、民商事法の分野において、財団法人国際民商事法センターの御支援の下、当所が実施している国際研修には大別して2種類あります。一つは、ヴィエトナム法整備支援研修など法整備支援事業の一環として行われているものであり、これは、日本の側から民商事関係の法制度を説明するとともに、立法に関する助言を行うことを中心とするものです。もう一つは、この日韓パートナーシップ研修であり、共通の問題意識を持った両国研修員が相互に啓発するという、いわば「共同研究型研修」です。

なお、昨年度の個別テーマは、「会社法及び会社登記実務に関する諸問題」であり、本年度は、「不動産登記制度、不動産登記実務に関する諸問題」を個別テーマとして実施しました。

3. 日韓パートナーシップ研修の具体的実施

前述のとおり、本研修は、「日本セッション」と「韓国セッション」から構成されており、以下、その内容を簡単に御紹介します。

(1) 日本セッション

研修前日（6月4日）

研修の開始前日、日本研修員は、東京・横浜・名古屋・福島の各地から法務省浦安総合センター（千葉県浦安市）に集合し、寄宿寮に入寮しました。

研修初日（6月5日）

今回の「日本セッション」においては、韓国研修員との討議を有意義にするため、日本研修員のみによる実務研究会を実施しました。

韓国研修員は、この日、ソウル・春川から仁川空港を経て来日し、日本研修員と同様に浦安総合センター寄宿寮に入寮しました。

その後、日韓両国の研修員が参加する本研修（以下「合同研修」という。）の開始に先立ち、オリエンテーションを実施しました。

合同研修期間中（6月6日～12日）

「講義」

日韓パートナーシップ研修は、「講義」・「実務研究」・「見学」から構成されていますが、まず、講義として、次の三つの講座を設けました。

1. 日本の不動産登記制度の現状と展望(法務省民事局民事第二課 原優 課長)
2. 物権変動の理論と不動産登記手続 (早稲田大学法学部 鎌田薫 教授)
3. 総合商社活動と日韓比較法制(住友商事株式会社市場業務部アジア大洋州
担当藤田徹 部長)

このうち、「物権変動の理論と不動産登記手続」の講義をお願いした鎌田教授は、登記制度にも造詣が深く、日韓の不動産登記制度の基本的な相違点である「登記の効力」を中心に、不動産登記制度の根幹をなす民法における考え方の相違点に着目して、両国の制度に影響を与えていたるフランス法、ドイツ法との比較をしながら、様々な視点からの対比を行っていました。

鎌田教授からは、「不動産登記制度は、物権変動に関する実体法上の原則を前提とする。しかし、他方で、登記手続上の要請が物権変動に関する実体法上の原則を規定することもある。」という指摘があり、登記手続が単なる実体法の反映ではないという話がありました。

鎌田教授による上記講義の内容は、株式会社ティハン発行の「登記研究」No. 646（平成13年11月号）に掲載される予定です。

「実務研究」

実務研究とは、各研修員が日頃疑問に感じ、問題意識を持っている事項

を実務研究課題として提出し、それを研修員全員で討議・検討する研修方式です。

課題の提起は、「日本セッション」においては韓国研修員が、「韓国セッション」においては日本研修員が、それぞれ行うこととしています。

今回の「日本セッション」では、韓国研修員から、「工場抵当権登記の実務上の問題について」や「登記申請に関する民間の声にこたえるためのサービスについて」などが課題として提起され、活発な質疑や討議がなされました。

本研修では、この実務研究が特徴的ですので、ここで出た議論などを少しだけ御紹介します。

「工場抵当権登記の実務上の問題について」という研究課題の討議では、工場に属する土地又は建物の上に設定した抵当権（以下「工場抵当権」という。）の登記で提出される目録への記載の効力などについて議論されました。この目録には、工場に備え付けられた機械などの供用物件を記載しますが、韓国では、この目録の提出がなくても工場抵当権の効力は供用物件に当然に及ぶと解する説と目録への記載が供用物件についての抵当権の効力発生要件であると解する説とが対立しているということでした。しかし、日本では、後者のような説ではなく、目録への記載は対抗要件にすぎないという説と対抗要件性さえ否定すべきという説（対抗要件否定説ないし公示説）があるのみで、対抗要件説が日本の判例の考え方です（最判平成6年7月14日民集48巻5号1126頁、判時1510号90頁、判タ861号199頁）。

対抗要件否定説は、目録の記載にあまり強い効力を認めるべきではないとし、工場として機能している土地や建物の上の抵当権が工場の機能を発揮させるための供用物件の上に効力を及ぼすのは当然であって、競売などの場面では、目録の記載がなくても供用物件についての抵当権の効力を第三者に対抗できるとした上で、目録は追及力（工場抵当法第5条第1項）の点においてのみ意味を有するにすぎない（供用物件が不法に分離された場合の追及力は目録の具体的な記載がなければ対抗力を失う。）としています。

一方、日本の判例が採用する対抗要件説は、供用物件について第三取得者、後順位抵当権者及び一般債権者に対してその抵当権の効力を対抗するためには、目録への記載を要するとしています（最高裁民事判例解説民事篇平成6年度457頁、ジュリスト臨時増刊平成6年度重要判例解説77頁参照）。

このような両国の考え方の違いは、韓国では登記が効力発生要件とされているのに対し、日本では対抗要件とされていることから生じるものと言うことができると思われます。

その他、実務研究の中で、韓国研修員が主に関心を示していたのは、登

記官の業務範囲、登記についての審査請求手続、国民に対する窓口サービスの状況などでした。日本と同様に韓国の登記官が国民から様々な要望を受けながら、登記業務を迅速かつ正確に処理するとともに、国民に対してよりよいサービスを提供しようしている姿勢が目立っていました。

「見学」

今回の「日本セッション」においては、平成12年9月から運用を開始したインターネット登記情報提供サービスを理解するため、登記情報センターを見学しました。

また、登記所見学としては、浦安総合センターから近い千葉地方法務局本局を訪問しましたが、同じ登記所ながら、日本と韓国とで事務処理体制にかなりの相違があることが実際に分かり、韓国研修員にとってはかなり参考になるものでした。

課外

本研修においても、他の国際研修と同様に、日本研修員が韓国研修員と共に寄宿寮に宿泊することとしてます。これにより、朝夕の霞が関・浦安間の往復の通所も韓国研修員と共にすることが可能となり、復路は、夕食を共にするなど相互の融和のために有効であったようです。

また、休日には、日本研修員が日光や東京を案内するなどして積極的に親睦を図っていました。



平成13年6月12日（火）修了式会場（法曹会館・富士の間）にて

* 前列は、左から4人目（中央）が韓国の法院公務員教育院李懃求教授、その左隣が財団の金子浩之事務局長。他の5名は韓国の研修員。後列は、右端国際協力部山下輝年教官、左端同部黒川裕正教官、左端から2人目が通訳。他の5名は日本の研修員。

(2)韓国セッション

研修初日（9月21日）

今回は渡韓に先立ち、日本研修員は、事前準備のため、いったん法務総合研究所に集合し、日本研修員のみによる実務研究会を実施しました。

合同研修前日（9月23日）

日本研修員は、合同研修前日に韓国に到着し、本年3月にソウル特別市から京畿道高陽市に移転した法院公務員教育院の寄宿寮に宿泊しました。

当日は休日にもかかわらず、韓国研修員が日本研修員を同院で出迎え、お互い3か月ぶりの再会を喜び合っていました。

合同研修期間中（9月24日～9月29日）

「講義」

今回の韓国セッションにおいては、次の二つの講座が設けられました。

- | |
|--|
| 1. 韓国の不動産登記制度の現在と展望（ソウル地方法院中部登記所 安泰根 所長） |
| 2. 各国の不動産登記制度（成均館大学校法科大学 高翔龍 教授） |

まず、安泰根所長による講義では、韓国における法政業務、すなわち、民事法務行政の現況について、「韓国においては、2001年9月現在、210登記所が存在し、登記事務のコンピュータ化を推進しており、2002年9月に完了する予定である。また、2002年1月からインターネットを利用した不動産登記簿閲覧制度を実施する予定である。」などの説明がありました。

また、高翔龍教授からは、韓国の不動産登記制度は、日本法の影響が至大であるが、1960年韓国不動産登記法の制定過程以後、ドイツ法の影響も強く受け、かつ、韓国の特殊事情に影響されて、日本の不動産登記制度とかなり異なっている点もあるとして、主に日韓両国における制度の相違点についての講義がありました。

「実務研究」

「韓国セッション」においては、「日本セッション」とは逆に、日本研修員が課題を提起しました。

日本研修員からは、「移記すべき登記を遺漏した場合の取扱いと今後の課題について」などが課題として提起され、「日本セッション」と同様、研修員同士で活発な質疑や議論がなされました。

「見学」

韓国セッションにおいては、大法院（法制局登記課、大法廷、小法廷、法院図書館、資料展示室）を見学し、また、ソウル地方法院登記課（不動産登記所）、ソウル地方法院商業登記所を訪問しました。両登記所ともコンピュータ化され、他の登記所との間では「地域無関サービス」（コンピュータ化登記所間ではオンラインにより、未コンピュータ化登記所間ではファクシミリ利用により他登記所管内の登記簿謄本を交付するサービス）を実施していました。また、両登記所に互いにオンライン接続された不動産・商業法人登記簿謄本無人自動発給機や印鑑証明書無人自動発給機が設置されているのを実際に見て、日本研修員は、登記行政サービスにおいて韓国は相当進歩している面があることを実感していました。

「課外」

合同研修前日には、第1回と今回の研修員及び講師陣が合同で懇親会を開催し、翌日以降も韓国研修員が日本研修員を招待して夕食を共にしたり、お返しに日本研修員が韓国研修員を招待するなどして、お互いに親交を深めました。

座談会（10月1日）

今回は、帰国後、日本研修員、当所幹部及び財団法人国際民商事法センター事務局による報告を兼ねた座談会を実施しました。

各研修員からは、実務研究の成果及び韓国の登記実務に触れた感想について発表がありました。感想の多くは、韓国における登記行政サービスの現状を目の当たりにして、大いに刺激を受けたとの趣旨のものでした。

4. 評価及び次回の方向性

本研修は、昨年度に引き続き、成功裏に終えることができたものと思います。

これも、関係機関、特に財団法人国際民商事法センターの御支援に大きく負っているところであります。引き続き御支援をいただいて、次回以降も継続して実施し、本研修の名称にもありますとおり、日本と韓国との新しいパートナーシップの形成に貢献することができれば幸いです。



平成13年9月26日（水） 韓国大法院（正面玄関前）にて

* 前列は、左端が韓国の法院公務員教育院李勲求教授、2人目から5名は韓国の研修員。

後列は、左端から4人目が当所研修第三部鳥飼俊夫部長、その右隣が韓国大法院法政課柳光熙課長。右端が本件リポーター三宅義寛。左端を除く他の5名は日本の研修員。

(別紙)

日韓パートナーシップ研修講義及び実務研究課題一覧

第1回（平成11年度）

講 義

日本セッション

- 日本の不動産登記制度の現状と展望
- 民事法務行政の今後－新たな日韓パートナーシップを踏まえて－
- 日韓法比較の意義とその必要性

【講義録は、「みんけん」（民事研修）No.512（1999年12月）10頁以下に掲載。】

韓国セッション

- 法政業務の現況
- 韓国の不動産登記制度の特色－日本法の影響と限界

実務研究課題名

韓 国

- 集合建物における専有部分と敷地使用権の一体性
- 名義信託登記と不動産登記実名制
- 登記申請書の提出と補正－特に法務士事務員の提出代理権と関連して－
- 所有権移転登記申請書の添付書面についての登記官の審査
－特行政便宜、行政規制のための添付書面を中心として－
- 仮登記による本登記時中間登記の抹消範囲

日 本

- 不動産登記申請における当事者出頭主義に関する問題について
- 虚偽申請と登記官の審査権限
【検討結果は、「みんけん」（民事研修）No.516（2000年4月）23頁以下に掲載。】
- 保証書制度の現状と今後の在り方について
【検討結果は、「みんけん」（民事研修）No.518（2000年6月）46頁以下に掲載。】
- 登記義務者が死亡した場合、その相続人を相手として登記申請するときに、必要な添付書面について
- 更正登記の申請人（登記義務者）について

第2回（平成12年度）

講 義

韓 国

- 韓国の法政業務の現況及び発展方向
- 韓国の不動産登記制度の特色－日本法の影響と限界

日 本

- 日本における会社法の最近の動向と課題
【講演録は、「商事法務」No.1576（2000年11月5日号）15頁以下に掲載。】

韓 国

- 韓国における会社法の最近の動向と課題
【講演録は、「商事法務」No.1576（2000年11月5日号）23頁以下に掲載。】

実務研究課題名

日本

会社の目的の適格性について
登記所における会社情報公開について（計算書類を中心として）
株式会社における代表取締役の選任機関について
休眠会社の整理について
権利能力なき社団の登記能力について
【検討結果は、「みんけん」（民事研修）No.526（2001年2月）39頁以下に掲載。】

韓国

遺贈による所有権移転登記手続について
都市再開発登記手続について
仮処分登記相互間の競合と後行する仮処分登記の抹消の可否
債権者代位による登記申請手続について（金銭債権者による相続代位登記の可否
を中心に）
登記官の処分について異議申請があった場合の業務処理について

第3回（平成13年度）

講義

日本

日本の不動産登記制度の現状と展望
物権変動の理論と不動産登記手続
【講義録は、「登記研究」No.646（平成13年11月号）に掲載する予定。】
総合商社活動と日韓比較法制

韓国

韓国の不動産登記制度の現在と展望
各国の不動産登記制度

実務研究課題名

韓国

工場抵当権登記の実務上の問題について
登記事務処理部署の職制と業務領域について
登記簿と台帳の一元化による不動産表示変更登記手続に関する問題について
外国人及び在外国民の国内の不動産取得及び処分について
登記申請に関する民間の声にこたえるためのサービスについて

日本

移記すべき登記を遗漏した場合の取扱いと今後の課題について
登記名義人表示変更登記について
登記官の職権による登記名義人表示変更登記について
休眠担保権の登記の抹消手続における問題点について
今後の登記真正担保のあり方について
～オンライン登記申請制度に向けた一考察～
二重登記（重複登記）について

国際民商事法シンポジウム開催案内 —アジア・太平洋諸国におけるADRの現状と課題—

法務省法務総合研究所
財団法人国際民商事法センター

1 目的

近年、我が国を含むアジア・太平洋諸国間での国際取引の進展に伴い、企業活動によって生ずる紛争の解決方法として、民事訴訟に代えて、又は民事訴訟を補完するものとして、いわゆるADR(Alternative Dispute Resolution)を活用しようとする動きが見られる。

一方、我が国におけるADRとしては、裁判所による調停、行政機関、民間団体、弁護士会などの運営主体による仲裁、調停、あっせん、相談など多様な形態が存在する。しかしながら、経済活動におけるグローバル化・情報化に伴い、国際商事紛争を迅速に解決する仕組の整備について、国際連合等において検討が進められるとともに、諸外国においては、民間ビジネス型のADRが発展するなど新たな動向を示しており、我が国としても早急な取組が求められている(司法制度改革意見書〔平成13年6月12日付け〕参照。<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/index.html>)。

こうした状況を踏まえ、アジア・太平洋諸国からADRの専門家を招へいし、我が国の同分野の専門家を交えて、各国のADRの現状及び今後の方向、実務上の問題点等について幅広い観点から議論する場を設け、適正なADR制度の発展に資することを目的として、本シンポジウムを開催する。

2 日時

平成14年(2002年)2月15日(金)10:00~17:00

3 会場

大阪中之島合同庁舎 2階国際会議室

※ 会場は、120名程度の出席が可能。

4 テーマ

「アジア・太平洋諸国におけるADRの現状と課題」

5 パネリスト及び参加者

(1) パネリスト

日本のほか、アジア太平洋地域(オーストラリア、中国、インドネシア、韓国、シンガポール、タイの6か国)からADRの専門家をパネリストとしてお招きします。

オーストラリア Gerald Reftesath 弁護士

中国 沈 四宝 対外経済貿易大学法学院長

インドネシア M. Husseyn Umar 弁護士

韓国	梁炳晦 建国大学校法科大学教授
シンガポール	Lawrence Boo 弁護士
タイ	Vichai Ariyanuntaka 弁護士
日本	池田辰夫教授 大阪大学大学院法学研究科 上田卓哉弁護士 きつかわ法律事務所 小原正敏弁護士 きつかわ法律事務所 金子由芳助教授 広島大学大学院国際協力研究科 田邊誠教授 広島大学法学部 中野俊一郎教授 神戸大学大学院法学研究科

以上のはか、シドニー大学の Luke Richard NOTTAGE 氏のも参加していただきます。

(2) 参加者

学者、裁判官、弁護士、関係行政機関の担当者、企業法務担当者などに参加を呼びかけます。

6 プログラム

(予定)

10:00～10:15	主催者あいさつ
10:15～12:00	各国パネリストのプレゼンテーション (昼食)
13:30～13:45	問題整理
13:45～16:40	パネルディスカッション
16:40～17:00	総括、閉会の辞

7 主催・後援

(主催)

法務省法務総合研究所、財団法人国際民商事法センター
(後援依頼予定先)

法務省民事局
日本弁護士連合会
日本貿易振興会
社団法人国際商事仲裁協会
大阪商工会議所
関西経済連合会
関西アジア民商事法研究会

8 総合司会（進行）

法務総合研究所国際協力部教官 黒川裕正

9 その他

シンポジウム終了後、引き続いて、ホテル阪神2階レストラン「ネン」において財団主催の懇談パーティーを開催。

インドネシア法制度に関する講演会開催案内

主催：財団法人国際民商事法センター
日本ローエイシア友好協会
後援：法務省法務総合研究所

当財団及び日本ローエイシア友好協会は共催により、来る2月18日(月)インドネシアの法制度について別紙プログラムのとおり講演会を開催します。

インドネシアは ASEAN の大国として日本との経済関係も深く、今後アジア経済圏の中で中国とともに益々重要なポジションを占めるものと思われます。

又、今年度は新春早々に小泉首相がインドネシアを訪問され、両国の友好関係は将来に向けて一段と発展するものと期待されます。

かねてより当財団は、インドネシアの法制度について理解を深め、両国の安定的な経済関係の確立に役立つ事業を模索しておりましたが、今般、インドネシア全国仲裁委員会副議長の M. Husseyin Umar 弁護士並びにインドネシア法曹界とも密接な関係にありますオーストラリアローエイシア会長 Gordon Hughes 弁護士が来日されますのを機会に、お二人に講演を引き受けさせていただきました。

お二人の講師にはそれぞれのご専門の立場からインドネシアの法制度の最新の情報についてお話を聞かせいただけると思います。

講演に先立ちましては、インドネシアの最近の一般情勢理解のため、JETRO 海外調査部アジア大洋州課柘植裕人様に概況の解説をお願いしております。

インドネシア法制度講演プログラム

日時： 2002年2月18日(月)13時30分～17時30分

会場： 法曹会館 2階 高砂の間

司会・コメンテーター：財団法人国際民商事法センター理事

日本ローエイシア友好協会副会長 小杉 丈夫

13:30 主催者挨拶 財団法人国際民商事法センター会長 伊藤 正

日本ローエイシア友好協会副会長 小杉 丈夫

13:45 インドネシアの最近の一般情勢について

JETRO 海外調査部アジア大洋州課 柘植 裕人

14:15 オーストラリアから見た最近のインドネシア法制度の状況

オーストラリアローエイシア会長、弁護士 Gordon Hughes

15:00 休憩

15:15 インドネシアのADRの実状と今後の課題

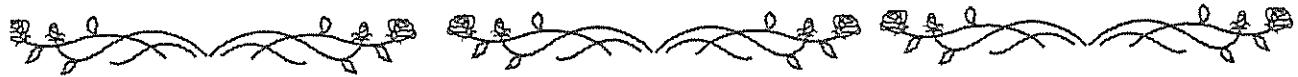
インドネシア全国仲裁委員会副議長、弁護士 M.Husseyin Umar

16:45 質疑応答

17:15 総括 財団法人国際民商事法センター特別顧問

日本ローエイシア友好協会会長 三ヶ月 章

注：G. Hughes, H. Umar 両弁護士の講演は英語（日本語逐語通訳）の予定



発行日：平成14年1月31日

発行者：財団法人国際民商事法センター 事務局長 金子浩之

〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目6番7号 第9興和ビル別館3F

TEL 03(3505)0525 FAX 03(3505)0833